

令和3年12月高原町農業委員会定例総会会議録

1. 開催日時 令和3年12月27日(月) 午前9時30分から午前10時15分まで
2. 開催場所 高原町役場2階第4会議室
3. 出席委員 15名
農業委員7名
会長 1番 山元啓嗣 会長代理 2番 石崎正彦
3番 入木真一 4番 岡元良農夫
5番 加藤正博 6番 郡山信敏
7番 邊木園浩子
農地利用最適化推進委員8名
11番 石山浩文 12番 大迫恒作 13番 坂元朋子
14番 酒匂清治 15番 佐藤哲夫 16番 西村正人
17番 真方実喜男 18番 鳥集公則

4. 日程

第1 議事録署名委員及び会議書記の指名

議事録署名委員 4番 岡元良農夫 5番 加藤正博
会議書記 係長 小久保洋平

- 第2 議案第42号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可について意見を求める。
- 議案第43号 農地法第4条の規定による許可・進達について意見を求める。
- 議案第44号 農地法第5条の規定による許可・進達について意見を求める。
- 議案第45号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の所有権移転について意見を求める。
- 議案第46号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の利用権設定について意見を求める。

5. 農業委員会事務局職員

事務局長 上村洋二 係長 小久保洋平

6. 会議の概要

(小久保係長) 皆さん、おはようございます。定刻になりましたので、只今より総会を始めさせていただきます。一同ご起立下さい。「一同、礼」。お座り下さい。

(事務局長) おはようございます。今月の定例総会案件は、お手元に配布の議案書のとおり、議案第42号から議案第46号までの議案17件です。ご審議方よろしくお願い致します。1月の定例総会は28日(金)です。議案審議、及び転用議案に係る現地調査は、21日(金)にお願いする予定です。1月の4条・5条に係る調査委員会は、第4調査委員会です。また、本日の総会終了後に「成年後見制度の研修会」を予定しております。よ

ろしくお願い致します。会長がご挨拶を申し上げます。

(会長あいさつ)

(会長代理) ただいまの出席委員は、農業委員7名中7名、推進委員8名中8名であります。高原町農業委員会規則第5条の規定の定足数に達しておりますので、本総会は成立していることを報告します。これより、12月の定例総会を開催致します。本日の議事日程はお手元に配布のとおりであります。

(議長) それではこれより議事に入ります。まず日程第1、本日の議事録署名委員、及び会議書記の指名を行います。高原町農業委員会規則第19条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名を致します。ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

(議長) それでは議事録署名委員に、4番岡元委員と5番加藤委員を指名します。尚、本日の書記は事務局の小久保係長にお願いを致します。

(議長) 次に日程第2、議案審議に入ります。議案第42号「農地法第3条の規定による所有権移転の許可について意見を求める。」を議題とし、事務局長に議案の説明をお願い致します。

(事務局長) 議長、事務局長。(事務局長) 議案書の4ページをご覧ください。今回の農地法第3条による所有権移転申請件数は4件です。ご説明致します。第1項、譲受人 ○○○○氏 譲渡人 ○○○○氏による売買で、田2筆、畑2筆、計2,659㎡で売買代金は総額39万円です。調査委員は岡元委員です。第2項、譲受人 ○○○○氏 譲渡人 ○○○○氏による売買で田1筆、387㎡、売買代金は総額4万3千円です。調査委員は佐藤委員です。第3項、譲受人 ○○○○氏 譲渡人 ○○○○氏による兄弟間の贈与で、田2筆、計925㎡です。調査委員は邊木園委員です。第4項、譲受人 ○○○○氏 譲渡人 ○○○○氏による売買で、田2筆、7,629㎡で売買価格は10aあたり15万円です。調査委員は岡元委員です。以上、受付審査の結果、譲受人の効率利用要件、常時従事要件など、許可要件の全てを満たしていると考えております。以上です。

(議長) 本件につきましては、地元委員に現地調査を付託しておりますので、その報告を求めます。第1項と第4項については、岡元委員に調査をお願いしておりますので、調査内容の報告をお願いします。

(岡元委員) はい。(岡元委員) 4番岡元が報告致します。議案第42号第1項の現地調査を12月24日金曜日午後3時より行い、4時から譲渡人、譲受人宅へ訪問して確認を行いました。申請地は議案書の7ページの航空写真をご覧ください。場所は広原の農地で4筆あります。譲受人は農業用機械としてトラクター、田植機等を所有されてきました。農作業は家族2名で経営され従事日数も満たされています。地域経営体への集積等の取組にも連携を取っており、地域の話し合い活動に参加して協力する等特に問題無いと判断致しました。続きまして第4項の現地調査を12月23日木曜日に実施しました。譲渡人へは24日朝方訪問し、譲受人へは夜に電話で確認を行いました。申請地は議案書の10ページの航空写真をご覧ください。場所は広原の農地で2筆あります。譲受人は兼業農家としてするという事で、許可申請が出た時点でトラクター

他農機具を自己資金で揃えていくという事です。農作業は家族2名で経営していくので従事日数も満たされていくと思います。地域経営体への集積等の取組にも連携を取り、地域の話し合い活動に参加して協力するという事で特に問題無いと判断致しました。報告を終わります。

(議長) ありがとうございます。続きまして第2項については、佐藤委員に調査をお願いしておりますので、調査内容の報告をお願い致します。

(佐藤委員) 15番佐藤です。(佐藤委員) この件につきましては11月の総会で許可が出まして譲受人がお父さんから息子さんになったという事でございます。以上です。

(議長) 続きまして第3項については、邊木園委員に調査をお願いしておりますので、調査内容の報告をお願い致します。

(邊木園委員) はい。7番邊木園が報告致します。第42号第3項の現地調査を致しました。26日、日曜日に現地調査を致しまして、双方に電話で確認をしました。9ページの航空写真をご覧ください。場所は〇〇〇〇〇番1と〇〇〇〇番の2筆です。兄弟間での贈与です。譲受人は農業用機械としてトラクター、タイヤショベル等を所有されておりました。農作業は家族2名で経営され従事日数も満たされています。地域経営体への取組にも連携を取られており、地域の話し合い活動に参加協力など特に問題は無いと判断致しました。報告終わります。

(議長) ありがとうございます。以上で報告が終わりましたのでこれより審議に入ります。ご意見を賜りたいと思います。ご意見はございませんか。

(事務局長) 議長、事務局長。(事務局長) 若干の補足説明をさせていただきます。議案2項でございます。〇〇〇〇さんから〇〇〇〇さんへの売買という事で4万3千円でございます。ここは佐藤委員からのご説明がございましたように、前回〇〇さんのお父さんに名前をなおすという事だったんですが、息子さんの〇〇さんにという事でございます。〇〇さんは認定農家でございます。通常ならばあっせんで行うところなんですが当該地が農振農用地の白地でございますので、3条申請という形で今回の申請を上げたという事でございます。あと第4項でございます。〇〇〇〇さんから〇〇〇〇さんへの申請という事でございます。えびの市からの通作という事でございます。何を作るのかという事で事務局の方でもお尋ねをしましたところ、場所が南側に山があるという事で若干日当たりがよくないのかなという部分もあるという事で、ビワとか柿とか栗とかイチジクとかそういうものを植栽すると。あと他に大根、ネギ、白菜なども植えていきたいという事でございます。本人さんは会社員でございますが奥さんが農業をされてるという事で、えびの市からの通作を予定していると。収穫したものは直売所等で販売をしていきたいと考えているという事でした。以上補足してご説明を申し上げます。以上でございます。

(議長) 補足説明がありましたけれども何かご意見はございませんか。よろしいですか。それではこれを以て審議を終わります。これより採決致します。議案第42号「農地法第3条の規定による所有権移転の許可について意見を求める。」の第1項から第4項に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

(議長) 全員賛成ですので、議案第42号第1項から第4項については、申請どおり許可することに決定を致しました。

(議長) 次に、議案第43号「農地法第4条の規定による許可・進達について意見を求める。」を議題と致します。それでは、事務局長に説明をお願い致します。

(事務局長) 議長、事務局長。(事務局長) 議案書の12ページをご覧ください。今回の農地法第4条に関連する申請件数は1件です。ご説明申し上げます。第1項、〇〇〇〇氏の申請案件で、畑1筆、1,359㎡、植林を目的とした転用申請です。都市計画区域外、農業振興地域内、農用地区域外の第2種農地です。当該申請地は、昭和53年頃に転用許可を受けずに申請人の夫が杉を植林しており、このたび許可を受けずに転用されていることが判明したため農業委員会の指摘により今般申請に及んだものです。尚、申請にあたり事実申立書が添付されております。以上は、農地法第4条第6項各号の不許可の要件に該当しないと思われることから、許可相当と考えております。以上です。

(議長) 本件につきましては、第3調査委員会に調査をお願いしておりますので、調査内容の報告を郡山委員長にお願いします。

(郡山委員長) はい。6番郡山が報告致します。現地調査を12月の20日酒匂委員と鳥集委員、役場の小久保主査により調査を行いました。転用目的は植林、杉です。昭和53年頃からの追認案件となっております。申請地は航空写真の13ページをご覧ください。場所は越公民館から山の方に入った所です。配置図については14ページをご覧ください。申請地は農用地区域外で第2種農地となっております。航空写真を見ても申請地の右側はずっと山になっておりまして特に畑の方にも影響が無い事から問題無いものと判断致しました。以上です。

(議長) ありがとうございます。随行された他の委員の方のご意見はございませんか。

(酒匂委員) はい。(酒匂委員) 14番、酒匂です。今郡山委員の報告の通り周りに対しても伐採したほうが良い影響を与えるという事で問題無かろうと思います。

(鳥集委員) はい。(鳥集委員) 18番、鳥集です。私も郡山委員の報告の通り特に問題は無いと思いました。

(議長) 以上で報告が終わりましたので、これより審議に入ります。ご意見を賜りたいと思います。何かご意見はございませんか。

(議長) よろしいですか。それではこれを以て審議を終わります。採決を致します。議案第43号「農地法第4条の規定による許可・進達について意見を求める。」の第1項に賛成の方の挙手をお願い致します。

(全員挙手)

(議長) ありがとうございます。全員賛成ですので、申請どおり許可することに決定を致しました。

(議長) 次に、議案第44号「農地法第5条の規定による許可・進達について意見を求める。」を議題と致します。事務局長、説明をお願い致します。

(事務局長) 議長、事務局長。(事務局長) 議案第44号「農地法第5条の規定による許可・進達について意見を求める。」についてご説明致します。今回の農地法第5条に関連する

申請件数は2件です。議案書の17ページをご覧ください。ご説明申し上げます。第1項、譲受人 ○○○○氏 譲渡人 ○○○○氏の申請案件で、畑1筆、417㎡、一般個人住宅建設を目的とした転用申請で、売買代金は130万円です。都市計画区域内第2種住居専用地域、農業振興地域外、第3種農地です。第2項、譲受人 ○○○氏 譲渡人 ○○○○氏の申請案件で、畑1筆、909㎡、大型車両置場の設置を目的とした転用申請で、売買代金は30万円です。都市計画区域内準住居地域、農業振興地域外、第3種農地です。以上の案件につきましては、農地法第5条第2項各号の不許可要件に該当しないと思われることから、許可相当と考えております。以上であります。

(議長) 本件については、第3調査委員会に調査をお願いしております。郡山委員長、報告をお願い致します。

(郡山委員長) はい。6番、郡山が報告致します。調査日は同じく12月の20日、酒匂委員、鳥集委員、役場の小久保さんと調査を行いました。転用目的は一般個人住宅であります。申請地は議案書の18ページをご覧ください。場所は○○○から右手に入って○○から上がってくるあの道路であります。施設の配置図については19ページをご覧ください。申請地は都市計画区域内用途地域で第3種農地となっております。地域住民、周辺農地にも影響が無いことから問題の無いものと判断致しました。続いて第2項です。転用目的は大型車両置場でございます。申請地は21ページをご覧ください。場所は今○○○○○○○さんの前に車を展示してあります裏でございます。配置図については22ページです。申請地は都市計画区域内用途地域で第3種農地となっております。地域住民、周辺農地にも影響が無いことから判断を致しました。右側に高速道路の方に行く道路があるんですけど、道が狭い為現在展示してあるあそこが4、5mくらいの道路があるので特に問題無いと判断致しました。以上です。

(議長) ありがとうございます。随行された委員の方のご意見はございませんか。

(酒匂委員) はい。(酒匂委員) 14番酒匂です。同行させていただいて、今郡山委員の説明の通り1項、2項共に周辺が段々と住宅が建ち並んでおりまして申請のあったものは地域住民ないしは周辺の農地に悪影響は何ら無いと思われました。以上です。

(鳥集委員) はい。(鳥集委員) 私もですね、先程の報告の通り両議案とも問題は無いと思いました。

(議長) 以上で報告が終わりましたのでこれより審議に入ります。何かご意見はございませんか。

(加藤委員) はい。(加藤委員) 5番、加藤です。整理番号1番の○○さんと○○さんの売買の案件なんですけど、申請地今回は1筆だけなんですけど周りにまだ3筆あるかと思うんですが、ここはみんなまた別の方で農作業の邪魔になったりとか。1枚になってるようにも見えますけども。

(議長) 一般個人住宅は500㎡以内というのがあるので、その500㎡以内での売買という事でされたと思うんです。3筆あるけどそうなる農用関係であれば、1000㎡までは大丈夫なんですけど今回住宅用地として買われるという事でこの1筆だけを購入されるというふうに理解して頂ければ。

(郡山委員) 現在は全部を誰か作付けをしております、後の残りの方も作付けをすると聞いて

おります。以上です。

(事務局長) はい。(事務局長) 事務局からも若干の補足説明を致します。当該地は今イタリアンが植えてあると思いますが、ここに住宅が建っても町道にも三方面しておりますし、出入りに問題があるとかそういったところもないのかなという事と、あとここがご説明申し上げましたように都市計画内の第1種住居専用地域という事で、今後もどんどん住宅地化していくんだらうなど。他の空いているところも今後転用申請也がされて宅地化していく場所だらうなどというふうには考えております。以上でございます。

(議長) よろしいですか。それではこれを以て審議を終わります。これより採決致します。議案第44号「農地法第5条の規定による許可・進達について意見を求める。」の第1項及び第2項に賛成の方の挙手をお願い致します。

(全員挙手)

(議長) 全員賛成ですので、議案第44号第1項及び第2項については、申請どおり許可することに決定を致しました。

(議長) 次に、議案第45号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の所有権移転について意見を求める。」を議題と致します。事務局長に説明をお願い致します。

(事務局長) 議長、事務局長。(事務局長) 議案書は25ページをご覧ください。今回の申請件数は1件です。第1項、譲受人 ○○○○氏 譲渡人 ○○○○氏の申請案件で田1筆、1,692㎡、対価総額50万円です。酒匂委員、岡元委員のあっせんを受けております。以上については、農業経営基盤強化促進法第18条の各要件を満たしていると考えております。以上でございます。

(議長) 事務局長の説明が終わりましたけれども、これより審議に入ります。何かご意見はございませんか。

(議長) 補足説明させていただきますと、譲受人は小林市なんですけど牛舎が高原にあるという事です。

(議長) よろしいですか。それではこれを以て、審議を終わります。これより採決を致します。議案第45号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の所有権移転について意見を求める。」の第1項に賛成の方の挙手をお願い致します。

(全員挙手)

(議長) 全員賛成ですので、議案第45号の第1項は申請どおり許可することに決定を致しました。

(議長) 続きまして、議案第46号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の利用権設定について意見を求める。」を議題と致します。事務局長、説明をお願い致します。

(事務局長) 議長、事務局長。(事務局長) まず第1項から第7項までご説明致します。第1項、借受人 ○○○○氏 貸渡人 ○○○○氏の申請案件で、田1筆、1,452㎡の賃貸借で賃借料は年総額1万5千円、賃貸借期間は令和4年1月1日から令和8年12月31日までの5年間の再設定です。第2項、借受人 ○○○○氏 貸渡人 ○○○○

氏の申請案件で、田1筆、1,482㎡の賃貸借で賃借料は年総額1万5千円、賃貸借期間は令和4年1月1日から令和8年12月31日までの5年間の再設定です。第3項、借受人 ○○○○氏 貸渡人 ○○○○氏の申請案件で田1筆、3,562㎡の賃貸借で賃借料はもみ30kgを4袋の物納です。賃貸借期間は、令和4年1月1日から令和8年12月31日までの5年間の再設定です。第4項、借受人 ○○○○氏 貸渡人 ○○○○氏の申請案件で、田2筆、計2,731㎡、賃借料は年総額2万7千円です。賃貸借期間は、令和4年3月1日から令和9年2月28日までの5年間の再設定です。第5項、借受人 ○○○○氏 貸渡人 ○○○○氏の申請案件で、田3筆、畑5筆、樹園地5筆計27,572㎡の使用貸借です。使用貸借期間は、令和4年3月1日から令和14年2月29日までの10年間の再設定です。第6項、借受人 ○○○○氏 貸渡人 ○○○○氏の申請案件で、田2筆、計1,144㎡の使用貸借です。使用貸借期間は、令和4年1月1日から令和13年12月31日までの10年間の新規設定です。相続人持分過半の同意を得ています。第7項、貸渡人 ○○○○○氏 借受人 公益社団法人宮崎県農業振興公社 理事長 亀澤保彦氏の申請案件で、田5筆、5,572㎡、賃借料は年総額2万5千円です。賃貸借期間は、令和4年2月1日から令和9年1月31日までの5年間の新規設定です。以上、説明致しました全ての案件は、農業経営基盤強化促進法第18条の各要件を満たしていると考えております。以上でございます。

(議長) 議案第46号について意見を求めます。第1項から第7項までの審議に入ります。何かご意見はございませんか。

(真方委員) すみません。(真方委員) 17番、真方です。5項の施設果樹を作っておられますけど、家族内4人でこれだけの規模でやられるというのは大変だと思うんですけど、この施設果樹というのは何を作られているんですか。あと7項の農業振興公社へ貸し出しにしてはちょっと単価が安いようですけども、何か形が悪い所なのかなとその辺を伺いたいと思います。

(事務局長) 議長、事務局長。(事務局長) ご説明申し上げます。先ず第5項の入佐美昭さんと入佐祐之さんの件ですが、樹園地はブドウですね。ブドウでございますので、親子、子どもさん夫婦で十分やってらっしゃると、頑張ってるという事でございます。あと第7項は具体的な場所を申し上げますと、○○○○○があって、○○○○○○○○○があって、その隣に長い事草ボーボーで荒れていた田んぼがあると思うんですが、場所はあそこでございます。あそこは大変荒れていたという事で、今回作ってもいいよという相談がいきそうなもんですから、農地中間管理機構を通じて貸したいと。現地が若干ああいふうな形で長い事荒れてたもんですから。あと砂利とかが入っているというようなお話もありまして、双方色んな話をする中で通常よりか若干安いんですけど、この程度が良からうという事でございます。荒れてた分の改良賃も若干入れて下がったというような形であると思っております。以上でございます。

(議長) よろしいですか。他にございませんか。それではこれを以て審議を終わります。これより採決致します。議案第46号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の利用権設定について意見を求める。」第1項から第7項までにつ

いて、賛成の方の挙手をお願い致します。

(全員挙手)

(議長) 全員賛成ですので、議案第46号の第1項から第7項は、申請どおり許可することに決定を致しました。

(議長) 続きまして、議案第46号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の利用権設定について意見を求める。」の第8項についての説明と審議を行いたいと思いますけれども、佐藤委員が「農業委員会に関する法律第31条の議事参与の制限」に該当致しますので、佐藤委員の一時退席を求めたいと思います。

(佐藤委員退席)

(議長) それでは事務局長に説明をお願い致します。

(事務局長) 議長、事務局長。(事務局長) 議案書は35ページをご覧ください。第8項、借受人 ○○○○氏 貸渡人 ○○○○氏の申請案件で、畑1筆、3,737㎡の賃貸借で、賃料は年総額1万8,500円です。賃貸借期間は、令和4年1月1日から令和4年12月31日までの1年間の再設定です。以上、説明致しました案件は、農業経営基盤強化促進法第18条の各要件を満たしていると考えております。以上でございます。

(議長) 議案第46号の第8項の審議に入ります。何かご意見はございませんか。

(議長) よろしいですか。それではこれを以て審議を終わります。これより採決を致します。議案第46号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の利用権設定について意見を求める。」第8項について、賛成の方の挙手をお願い致します。

(全員挙手)

(議長) 全員賛成ですので、議案第46号第8項は、申請通り許可することに決定を致しました。ここで、佐藤委員の出席を求めたいと思います。

(佐藤委員着席)

(議長) 佐藤委員に報告を致します。申請通り承認をされました。

(議長) 続きまして、議案第46号第9項について説明と審議を行いたいと思いますけれども、石山委員が「農業委員会に関する法律第31条の議事参与の制限」に該当致しますので、石山委員の退席をお願い致します。

(石山委員退席)

(議長) それでは事務局長説明をお願い致します。

(事務局長) 議長、事務局長。(事務局長) 議案書は35ページをご覧ください。第9項、借受人 ○○○○氏 貸渡人 ○○○○氏の申請案件で、田2筆畑1筆、計2,295㎡の使用貸借です。使用貸借期間は、令和4年1月1日から令和13年12月31日までの10年間の再設定です。相続人持分過半同意を得ています。以上、説明致しました案件は、農業経営基盤強化促進法第18条の各要件を満たしていると考えております。以上でございます。

(議長) それでは議案第46号第9項の審議に入りたいと思います。何かご意見はございませんか。

(議長) よろしいですか。それではこれを以て審議を終わります。これより採決致します。議案第46号第9項について、賛成の方の挙手をお願い致します。

(全員挙手)

(議長) 全員賛成ですので、議案第46号の第9項は、申請どおり許可することに決定を致しました。それでは石山委員に出席をお願い致します。

(石山委員着席)

(議長) それでは石山委員に報告を致します。議案第46号第9項は申請どおり承認をされました。

(会長代理) 以上で、本日提案致しました議案の審議は、全て終了致しました。これをもちまして、12月の農業委員会定例総会を閉会致します。

(小久保係長) ご起立をお願い致します。「一同、礼。」お座りください。